

まず、一昨日襲来いたしました台風第 24 号により、被害に遭われた方々に、心からお見舞い申し上げます。現在、被害状況の確認を行っており、今後、必要な対応を早急に検討してまいります。

ただいま提出いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議第 137 号および議第 138 号は、台風第 21 号被害等への対応に係る補正予算でございます。

9 月上旬に発生いたしました台風第 21 号は、記録的な暴風により、近畿地方を中心に大きな被害をもたらし、本県におきましても、道路、河川のほか、農業・漁業分野など多岐にわたり被害が生じました。

特に、県立施設におきましては、建物の損傷や倒木等の被害が数多く発生いたしましたほか、農業用のパイプハウスやエリにおきましても、これまでにないような被害が発生したところでございます。

これらの被害等に対しまして、1 日も早い復旧を図るため、議第 137 号では、一般会計におきまして 9 億 8,747 万 4 千円の増額補正を、また、議第 138 号では、流域下水道事業特別会計におきまして、120 万円の増額補正をそれぞれ行おうとするものです。

以上、何とぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。